

(別紙)

表1 施設の概要

	エコシステム小坂株式会社
設置場所	秋田県鹿角郡小坂町
施設形式	流動床式焼却炉
燃焼ガス温度	850 以上
燃焼ガスの滞留時間	2 秒以上
排ガス処理方式	乾式処理 (中和剤及び粉末活性炭の2段バグフィルタ前吹込み)

表2 試験試料の種類及び量並びにPCB、鉛及びクロム濃度

種 類	試料量	PCB 濃度 ¹	鉛濃度	クロム濃度
低濃度 PCB 含有汚染物	約 1.6 トン	1,400 mg/kg ²	1.7 % ²	0.15 % ²
塗膜くず	約 1.0 トン	830~3,100 mg/kg	1.0~4.3 %	0.077~0.23 %
養生材等	約 0.20 トン	270~730 mg/kg	-	-
研磨材	約 0.34 トン	8.8~690 mg/kg	0.036~1.2 %	0.0076~0.20 %

1 PCB 濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定した。

2 加重平均濃度

表3 大気中のPCB及びダイオキシン類の濃度

種類		分析値	基準値等	
施設敷地境界	PCB	通常運転時	0.00000016 ~ 0.00000021 mg/m ³	0.0005 mg/m ³ ¹
		本試験時	0.00000015 ~ 0.00000029 mg/m ³	0.0005 mg/m ³ ¹
施設周辺	PCB	通常運転時	0.00000023 mg/m ³	0.0005 mg/m ³ ¹
		本試験時	0.00000022 ~ 0.00000024 mg/m ³	0.0005 mg/m ³ ¹
	ダイオキシン類	通常運転時	0.0099 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ ²
		本試験時	0.0058 ~ 0.0070 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ ²

(PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

- 1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める環境大気中のPCBの濃度
- 2 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)で定める基準値

表4 排ガス中のPCB及びダイオキシン類の濃度等

種類		分析値	基準値等	
排ガス濃度	PCB	通常運転時	0.0000041 mg/m ³ N	0.10 mg/m ³ ¹
		本試験時	0.0000042 ~ 0.0000048 ng/m ³ N	0.10 mg/m ³ ¹
	ダイオキシン類	通常運転時	0.000090 ng-TEQ/m ³ N	0.1 ng-TEQ/m ³ N ²
		本試験時	0.000056 ~ 0.0012 ng-TEQ/m ³ N	0.1 ng-TEQ/m ³ N ²

(PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

- 1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める燃焼排ガスに含まれるPCBの量
- 2 廃棄物処理法施行規則別表第2に掲げる基準

表5 焼却処理後の燃え殻及びばいじんの分析結果

種類	項目	分析値	基準値等
燃え殻	P C B	< 0.0003 mg/L	0.003 mg/L ¹
	ダイオキシン類	0.0000026 ~ 0.000025 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g ²
	鉛	< 0.03 mg/L	0.3 mg/L ³
	六価クロム	< 0.1 mg/L	1.5 mg/L ⁴
ばいじん	P C B	< 0.0003 mg/L	0.003 mg/L ¹
	ダイオキシン類	0.0038 ~ 0.83 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g ²
	鉛	0.07 mg/L	0.3 mg/L ³
	六価クロム	< 0.1 mg/L	1.5 mg/L ⁴

- 1 廃P C B又はP C B汚染物を処分するために処理したものが、特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法施行令第2条の4第1項第5号八に規定するP C B処理物）に該当しないことを判定するための基準値を記載した。
- 2 ばいじん又は燃え殻が特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法施行令第2条の4第1項第5号子（6）に規定するばいじん又は燃え殻）に該当しないことを判定するための基準値を記載した。
- 3 ばいじん又は燃え殻が特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法施行令第2条の4第1項第5号子（2）に規定するばいじん又は燃え殻）に該当しないことを判定するための基準値を記載した。
- 4 ばいじん又は燃え殻が特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法施行令第2条の4第1項第5号子（3）に規定するばいじん又は燃え殻）に該当しないことを判定するための基準値を記載した。